

⑤ 人工腎臓に係る導入期加算の見直し

第1 基本的な考え方

慢性腎臓病患者に対する移植を含む腎代替療法に関する情報提供及び共同意思決定を更に推進する観点から、人工腎臓の導入期加算について要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

令和4年度に新設された導入期加算の施設基準に係る届出を行っている医療機関数が限定的であることを踏まえ、慢性腎臓病の患者に対して心血管障害も含めた手厚い情報提供の実施を推進することや、それにより共同意思決定を推進するため、人工腎臓にかかる導入期加算について、心血管障害の治療法の説明を要件として追加するとともに、評価を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【導入期加算（人工腎臓）】 [算定要件]</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 導入期加算2 <u>410点</u></p> <p>ハ 導入期加算3 <u>810点</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>二の二 人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等 (1) 導入期加算の施設基準</p>	<p>【導入期加算（人工腎臓）】 [算定要件]</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 導入期加算2 <u>400点</u></p> <p>ハ 導入期加算3 <u>800点</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>二の二 人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等 (1) 導入期加算の施設基準</p>

- イ 導入期加算 1 の施設基準
当該療法を行うにつき必要
な説明を行っていること。
- ロ 導入期加算 2 の施設基準
 - ①・② (略)
 - ③ 当該療法を行うにつき十
分な説明を行っているこ
と。
- ハ 導入期加算 3 の施設基準
 - ①・② (略)
 - ③ 当該療法を行うにつき十
分な説明を行っているこ
と。

第57の2 人工腎臓

2 導入期加算の施設基準

- (1) 導入期加算 1 の施設基準
 - ア 関連学会の作成した資料又
はそれらを参考に作成した資
料に基づき、患者ごとの適応
に応じて、腎代替療法につい
て、患者に対し必要な説明
を行っていること。
 - イ (略)
- (2) 導入期加算 2 の施設基準
次の全てを満たしているこ
と。
ア～オ (略)
- カ 腎代替療法を導入するに当
たって、(1)のアに加え、心
血管障害を含む全身合併症の
状態及び当該合併症について
選択することができる治療法
について、患者に対し十分な
説明を行っていること。
- (3) 導入期加算 3 の施設基準
次のすべてを満たしているこ
と。
ア～カ (略)
- キ (2)の力を満たしているこ
と。

- イ 導入期加算 1 の施設基準
当該療法を行うにつき十分
な説明を行っていること。
- ロ 導入期加算 2 の施設基準
 - ①・② (略)
 - (新設)
- ハ 導入期加算 3 の施設基準
 - ①・② (略)
 - (新設)

第57の2 人工腎臓

2 導入期加算の施設基準

- (1) 導入期加算 1 の施設基準
 - ア 関連学会の作成した資料又
はそれらを参考に作成した資
料に基づき、患者ごとの適応
に応じて、腎代替療法につい
て、患者に対し十分な説明
を行っていること。
 - イ (略)
- (2) 導入期加算 2 の施設基準
次の全てを満たしているこ
と。
ア～オ (略)
- (新設)
- (3) 導入期加算 3 の施設基準
次のすべてを満たしているこ
と。
ア～カ (略)
- (新設)